

○宇都宮市上河内地域交流館条例施行規則

平成19年3月5日

規則第12号

改正 平成21年12月第38号

平成26年3月第5号

平成28年12月第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市上河内地域交流館条例（平成19年条例第22号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平21規則38・一部改正)

(開館時間等)

第2条 地域交流館の開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、条例第4条第5号に規定する健康交流施設（以下「健康交流施設」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(平21規則38・全改、平28規則60・一部改正)

(休館日)

第3条 地域交流館の休館日は、次のとおりとする。

施設名	休館日
健康交流施設以外の施設	(1) 毎月第1木曜日及び第3木曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日) (2) 1月1日
健康交流施設	12月29日から翌年の1月3日まで

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(平21規則38・平28規則60・一部改正)

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により有料施設の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、温浴施設又は交流施設を使用しようとする者は、使用料を納付して、使用券の交付を受けなければならない。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条第1項の使用許可の申請について、適当と認めるときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し又は変更)

第6条 使用者は、有料施設の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可取消変更申請書に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第7条 条例第7条第4項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料の免除決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(回数券の発行)

第8条 市長は、条例第8条第4項の規定により温浴施設について、回数券を発行するものとする。

2 前項の回数券の料金の金額は、別表に定めるとおりとする。

(平21規則38・追加)

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、施設の使用が終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

(平21規則38・旧第8条繰下)

(遵守事項)

第10条 使用者は、施設の使用に当たっては、別に定める事項を遵守しなければならない。

(平21規則38・旧第9条繰下)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第11条 条例第10条の規定により指定管理者に地域交流館の管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条の見出し中「使用許可」とあるのは「利用許可」と

し、同条第1項中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用許可申請書」とあるのは「利用許可申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とし、同条第2項中「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用券」とあるのは「利用券」とし、第5条の規定の適用については、同条の見出し中「使用」とあるのは「利用」とし、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用許可書」とあるのは「利用許可書」とし、第6条の規定の適用については、同条の見出し中「使用許可」とあるのは「利用許可」とし、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用許可取消変更申請書」とあるのは「利用許可取消変更申請書」と、「使用許可書」とあるのは「利用許可書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第7条の規定の適用については、同条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、同条第1項中「条例第7条第4項」とあるのは「条例第15条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用料免除申請書」とあるのは「利用料金免除申請書」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第8条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第9条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」とし、第10条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

- 2 指定管理者が利用料金として收受する条例第8条第1項の規定による回数券を発行する場合において、指定管理者は、別表によるもののほか、別に市長の承認を受けて、同条第2項の範囲内で回数券の料金の金額を定めることができる。

(平21規則38・追加)

(様式)

第12条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(平21規則38・旧第10条繰下)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(平21規則38・旧第11条繰下)

附 則

この規則は、平成19年3月31日から施行する。

附 則 (平成21年12月22日規則第38号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規則第5号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日規則第60号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第8条，第11条関係）

（平21規則38・追加，平26規則5・一部改正）

区分		金額
		11回券
大浴場 （サウナ及び露天風呂を含む。）	市内在住の60歳以上の者	4,600円
	中学生	3,500円
	小学生以下（家族同伴の乳幼児は無料。以下同じ。）	3,000円
	大人（市内在住の60歳以上の者，中学生及び小学生以下を除くものをいう。以下同じ。）	5,100円
砂風呂 （浴衣及び大浴場の使用料を含む。）	市内在住の60歳以上の者	12,800円
	中学生	10,700円
	小学生以下	10,200円
	大人	13,300円